

令和4年6月1日

会 員 各 位

天 童 商 工 会 議 所

新型コロナウイルス感染症対策に関する当所の対応について（令和4年6月1日改定）

新型コロナウイルス感染症対策として、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部からの「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」を受けて、5月26日に正副会頭会議を開催し、今後の当所の対応について協議いたしました。

引き続き、感染症防止対策に取り組みながら、6月1日より下記のように対応したいと存じます。会員の皆様には、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当所主催の会議について

(1) 飲食を伴う会議・懇親会

会議を開催する場合は、下記の条件をすべてクリアした上で、主催する組織の長と相談の上で実施する。

- ①参加者を特定した上で開催する。
- ②会食の際も、不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底する。
- ③黙食を基本とし、お酌はしない。会話をする際はマスクの着用を徹底する。
- ④会食時は、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、会場定員の3分の2を超えない人数で開催する。
- ⑤山形県の認証施設など感染防止対策が講じられた施設を利用する。
- ⑥体調が悪い方は参加もご遠慮いただく。

(2) 会議開催は以下の点に注意する。

部会、各委員会、受託団体等で会議を開催する場合は、下記の条件をクリアした上で開催する。

- ①会場での手消毒の徹底の依頼（会場には消毒液を設置）
- ②会議時間をできるだけ短縮する。（オンライン会議の活用検討）
- ③会議の際も、不織布マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、ゼロ密、換気の励行など基本的な感染防止対策を徹底する。
- ④会議時の人数制限を無くし、パーティションの設置や人と人との適切な距離を確保するなど、密にならないように努める。
- ⑤体調が悪い方は参加もご遠慮いただく。

* 令和4年4月22日付山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部からの「県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い」に準じる。

当面の間は、上記のとおり対応させていただきますが、今後、感染拡大等が確認された場合は、対応を変更する場合がございます。その際は、改めてご連絡申し上げます。